第3回 まちづくり常任委員会会議録

令和3年6月2日(水) 委 員 会 議 室

- ○会議日程
- 1 開会宣告(10時30分)
- 2 調查事項
- (1) 国民健康保険診療所所管
 - ①幌延町国保診療所感染防止緊急対策事業及び医療機器等整備事業の概要について
- (2) 企画政策課所管
 - ①地域公共交通の取組み状況について
 - ②新過疎法に基づく市町村計画について
- (3) 建設管理課所管
 - ①下水道管路改修工事地質調査業務について
- (4) 教育委員会所管
 - ①教育費補正予算の概要説明について
- 3 その他
- 4 閉会宣告(14時04分)

○出席委員(7名)

委員長 3番 斎 賀 弘 孝 委 員 1番 橋 秀 明 高 委 員 2番 佐藤 忠 志 委 員 4番 植村 敦 委 無量谷 隆 員 5番 委 員 7番 西 澤 之 裕 之 委 員 8番 高 橋 秀

○欠席委員(1名)

○出席説明員

副委員長 6番 吉 原 哲 男

町 長 野々村 仁 長 岩 川 副 町 実 樹 教 育 長 木 澤 瑞 浩 和之 総務財政課長藤井 企画政策課長角 Ш 隆一 建設管理課長島 田 幸 己 男 教 育 次 長 伊 藤

診療所事務次長 若 本 聡

企画政策 G 主幹 山 下 智 昭建設管理課技術長 植 村 光 弘 総務学校 G 主幹 田 村 浩 希社会教育 G 主幹 戸 川 誠 二

企画調整係長 梶 淳 上下水道係長 宮 下 勇 人

企画政策 G 主任 斉 藤 徹

 事務局長早坂
 敦

 主事満保希来

○議会事務局出席者

斎賀委員長

ただいまより令和3年第3回まちづくり常任委員会を開催したいと思います。

本日、欠席委員1名でございます。7名出席です。

開会にあたり、野々村町長より一言ご挨拶をいただきます。

野々村町長

おはようございます。

常任委員会にご参加をいただき、誠にありがとうございます。

6月定例会に向けての説明ということでございます。皆様方の忌憚ないご意見もいただき たいと思います。

数の方は、診療所関係で1件、企画政策課所管で2件と、建設管理課は1件、教育委員会 1件ということで件数も多ございます。

斎賀委員長

わかりました。

それでは、早速調査事項に入りたいと思います。

まず1番目、国民健康保険診療所所管、幌延町国保診療所感染防止緊急対策事業及び医療機器等整備事業の概要についての説明を求めたいと思います。

岩川副町長

国保診療所から令和2年度繰越事業であります、幌延町国保診療所感染防止緊急対策事業と、来る6月定例会に補正予算案として提案予定の医療機器等整備事業の概要について説明させていただきます。

お手元の資料と併せてご覧ください。

先に、幌延町国保診療所感染防止緊急対策事業についてです。

この事業は、新型コロナウイルス感染防止対策を目的として、令和2年度3月議会において補正予算が認められ、令和3年度に繰越した事業であります。

資料として添付しております、整備計画図の右上、四角で囲った部分に、黒字で感染防止 緊急対策事業と表記して、①から③の改修内容と、点線で改修部分を示していますので、ご 参照ください。

①の発熱外来用診察室増設は、現在の職員玄関のポーチ部分を増築し、部屋にして、発熱外来専用診察室とし、発熱患者等と一般外来患者との動線を分けて接触が避けられるようにいたします。

次に、②の救急用入口改修は、これまで救急患者の搬入動線が、茶色の波線で示すようにクランクだったり、CT撮影時には待合患者の目の前を通ったりなど、動線上問題があることから、現在の職員玄関出入口を改修し、救急車で搬送される救急患者が茶色の実線で示すように、ストレートに処置スペースに搬入され、一般外来患者との接触が避けられるようにいたします。

また、③のX線室扉整備は、先ほど申し上げました問題点を解決するために、X線室の裏側にも患者搬入口を設け、一般外来患者と接触することなく、CT撮影等ができるようにいたします。

これらの改修等に係る事業予算は1,945万9千円で、そのうち、新型コロナウイルス

感染症対応地方創生臨時交付金1,747万円が充てられる見込みです。

次に、医療機器等整備事業についてです。

この事業は、平成23年度の診療所新築時に整備し、既に耐用年数を過ぎ、更新時期を迎えているCT装置の更新とX線一般撮影装置を整備することが主な内容で、6月補正予算をお願いする事業であります。

資料として添付しております、整備計画図の中央部、四角で囲った部分に赤字で、医療機器等整備事業と表記して、①から④の整備内容と、点線で整備箇所を示しており、またもう 1 枚には、整備する装置等の比較をまとめていますのでご参照ください。

①のCT装置更新は、導入後10年が経過し、年間400件近い撮影により、装置に負荷が多くなっていることから、交換時期であると判断しました。また、撮影画像のスライスの厚さを現在の4列8スライスから、64列128スライスにすることで、よりきめ細やかな3D画像が作成されますので、検査方法が多様化されたり、診断材料が精緻化されることが期待出来ます。

②のX線一般撮影装置等整備は、これまでX線テレビ装置やポータブルX線装置を用いて撮影してきたものに替えて、天井走行型X線装置を整備し、フラットパネルと組合せて高画質、低被曝で、安定した画像撮影ができるようにするものです。また、今年度、X線室扉の整備と併せて、2つの装置の配置変更を行います。

③の撮影室等空調設備整備は、更新する装置が発する熱で室温が高くなり、機器に影響が 出ることが予想されることから、室内を一定の温度に保つために、エアコンを増設すること といたしました。

④の診察室用備品購入は、緊急対策事業で整備する発熱外来用診察室に配備する。診察机 と椅子を購入するものです。

これらの医療機器等整備事業に要する予算は、5,809万4千円と見込んでおり、今年 度一般会計において、過疎債を申請する予定です。

以上、国保診療所で予定されている2つの事業概要を申し上げました。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

斎賀委員長

ありがとうございました。

ただいまの診療所関係について、委員皆さんから意見を伺いたいと思います。

質問意見のある方は、手を挙げて、指名を受けてからマイクのスイッチを入れて、発言してください。

無量谷委員

CTの装置の更新ということでありますけども、これについてたしかリース事業でなかったかなっていう感じで、購入じゃなくて、リースか何かということで更新するのか。

岩川副町長

現在使っていますCT装置につきましては、平成23年度の診療所の新築時に合わせて購入しております。リースではありません。今回につきましても、購入というふうに考えてございます。そして、財源につきましては、過疎債というふうに考えております。

斎賀委員長

ほかに委員ありませんか。

いいですか、ひとつ。

新しく機器、装置入るんですけども、これを扱う技術者は今までどおりでいいですか。それとも何か事前に勉強をどっかで研修か何か受けて、この機会に対応するようになるんですか。

岩川副町長

現在、診療放射線技師1名おりますので、その方が操作することになります。特に技術習得だとかっていうことは考えておりません。

無量谷委員

発熱外来の診察室なんだけど、これらについての待合ロビーというか、そうそう数はいないと思うんですけど、多分、家族が各自着いて来ると思うんですけど、これらの待機所っていうか待合場っていうか、そういうのがなかなか見当たらないんですけど、これの設置についてどう考えてるのか。また、この渡り廊下は通路だと思うんですけど、多少なりと椅子を置いて待合に使えるのか使えないのか、その辺もお願いします。

岩川副町長

今現在、発熱外来に来られる患者さんにつきましては、一般患者との接触を避けるため、 車で来られた方については、車内で待機していただいて、診察の時間が来ましたらお呼びし て、診察室で受診するというふうな対応を取っていますので、これにつきましても同様の対 応ということになると思われます。

また、お子さん等で、親御さんが付添いで来られたとかっていう場合には、この付近で椅子を用意して、待っていただくことになりますけども、多数の患者さんが、この廊下等で待ってるというような状態は避けようかなというふうに考えてございます。

無量谷委員

せめて何個かの椅子は設置したほうがいいんじゃないのかなっていう感じはするんですけど、完全に車待機っていうのは、連絡がなかなか取れないと思うんですけど。その辺もやはり、診察の状態の家族が着いてきた場合の待機っていう形で、何個か置ければなと思っております。

岩川副町長

もちろん最低限の椅子等は用意するつもりでございます。

車で来られない、徒歩で来られる方もおると思いますので。ただ、そこが混雑しないような、一般待合と同じようなふうにはちょっとしたくないなというふうには考えてございます。 斎賀委員長

ほかにありませんか。

植村委員

この診察室に関する空調施設の整備っていうのは、今回予定してないんですか。

よく気圧下げる、そして飛散しないっていうか、中に籠んないような空調施設を利用してるっていうのを耳にするんだけども、今回は予定してないということですか。

岩川副町長

診察室整備に当たっては院長とも相談してですね、そういったことも検討はしたんですけども、一般換気で十分ですということでしたので、特別この診察室を陰圧にするというよう

な事はしませんでした。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

では以上をもちまして、幌延町国保診療所感染防止緊急対策事業及び医療機器等整備事業の概要についての説明及び質疑応答を終わりたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは続きまして調査事項2番、企画政策課所管。一つ目に、地域公共交通の取組状況 についての説明を求めたいと思います。

角山企画政策課長

それでは地域公共交通の取組みの一環といたしまして、交通利用料金に対する助成制度についてですね、種々検討を進めてまいりましたが、この度、町内在住の70歳以上、障がい者免許返納者等を対象とした助成について、制度、必要予算の積算及び運用スケジュール等について取りまとめましたので、説明する機会をいただきました。

本日の説明内容については大きく分けて3点でございます。

- 1点目は、幌延町高齢者等交通費助成事業の創設に係る趣旨、用途助成の内容。
- 2点目は、事業に係る運用体制。
- 3点目は、その他といたしまして、制度運用に向けたスケジュール及び6月補正予算案についてでございます。

詳細説明につきましては、お配りした資料をもとに担当の山下からご説明いたしますので、 どうぞよろしくお願いいたします。

山下企画政策G主幹

それでは、詳細につきまして山下のほうから説明申し上げます。

3月の常任委員会におきましても、町全体の地域内の交通に関しまして、それぞれのエリアに分けて仕組みを構築していきたいという方針をご説明申し上げたところですが、この度は先行しましてですね、幌延市街地区の制度設計に向けた予算案のほうを計上させていただいておりますので、その内容をご説明させていただきます。

前回の説明と少し被る部分もあるかと思いますけれども、ご手元のA4の縦のですね、右上に、令和3年6月2日まちづくり常任委員会資料という資料をもとに、両面の部分をご説明させていただきます。

まず地域公共交通の取組状況についてということでございますが、1ポツでございます。 今回の制度に関しましては、幌延町高齢者等交通費助成事業という制度の名称としたいと いうふうに考えております。いわゆるハイヤー助成の仕組みでございます。

この制度の趣旨でございますけれども、幌延市街地区及び幌延周辺集落におきまして、日常生活の移動が困難な高齢者等の皆様に、町内の既存のハイヤー事業者様のハイヤー、これに乗っていただいて、その運賃を助成することで、日常の移動手段を補完して、暮らしやすい、住みやすいまちづくりを進めようとするものでございます。

(2) 主な内容でございます。

この制度の対象となる方に関しましては、幌延町に住所を有する70歳以上の高齢者の皆様、そして障害者手帳、こちらは第1種と呼ばれるもの、A判定などでございますけれども、を有する皆様、そして自動車運転免許証を返納された皆様、その他でございます。

ただし、特別養護老人ホームですとか、障害者施設などの施設に入所されている方は除く としてございます。

利用のエリアでございますけれども、既存のハイヤー事業者様の営業範囲でございます、 幌延市街地区及びその周辺集落とさせていただいております。

利用用途に限定はございません。

利用の時間に関しましては、ハイヤー事業者様の営業の時間の範囲内で、おおむね午前7時から午後11時までの間とされております。

(3) この助成の制度の考え方でございます。

ちょっと少し複雑なんですけれども、まず、この助成対象額にかかる自己負担額分の利用 券、チケット。これを交付することで、対象の方を助成していこうとするものです。

この制度を作っていく、設計していく上での前提となる考え方なんですけれども、1つ目のポツでございますが、対象となる利用者

1人当たり年間の助成の対象となる、ハイヤーの利用の総額が2万円から3万円程度になるということを前提に設計しております。

当然、市街地のご利用より、郊外に住む方のほうが運賃が高くなるということを想定して、幅を持たせてございます。そして、それに対する応分の負担といたしまして、自己負担額を 2割から3割程度、これを想定して制度を作り込んでおります。

そして従来、議員の皆様ともご議論してまいりました、この地域内交通に関しまして、以前からワンコインでハイヤーに乗れる仕組みというような、そういうご議論があったかと思いますので、このワンコインというものを実現するに当たって、対象者に1枚の額面を100円とする自己負担額相当分の利用券、チケットを交付するというものでございます。

この交付の方法ですけれども、実際の紙ではなく、利用カードというものに、利用券チケットを電子的に付与することによって交付するものです。

これに関しまして、ちょっと裏のですね、1番下に参考といたしまして、利用券チケットが読み込まさった利用カードの案をお示ししておりますが、この利用カード、QRコードなどが設定されておりますけれども、こちらにチケットの枚数や利用者の情報などを電磁的に記録することで、利用の枚数券チケットをこの中に埋め込むというものでございます。

表に戻ります。

具体的な利用券チケットの交付枚数でございますけれども、下の表1をご参照ください。 こちらの考え方に関しましては、まず1つ目といたしまして、複数世帯に属する対象の皆様に関しましては、例えば、高齢者ご夫婦お2人で乗り合わせてですね、同一の目的地に移動されるということが想定されますので、それが単身世帯の対象者にあってはそれが出来ないということを勘案し、単身世帯に関しては、複数世帯に属する方の5割増し、1.5倍の枚数を交付したいという考えがございます。

そして②でございますが、幌延市街地区の皆様のその枚数の考え方でございますけれども、 市街地内におきまして、月1往復程度の移動を想定し、つまり2回の運行となりますけれど も、それを想定した上で、複数世帯に属する対象者にあっては、年24枚の交付、単身世帯 にあっては、5割増しの36枚としたいと考えてございます。

さらに③でございますが、問寒別地区に住所を有する対象の皆様は、患者輸送車両で問寒 別から幌延にやってきて、例えば診療所に来られて、診療を終えてから、市街地内で、金融 機関ですとか、商店に行くという、そこの足でハイヤーを利用するということを想定し、幌 延市街地区の皆様と同数のチケットの枚数を交付したいと考えてございます。

最後に④幌延周辺集落の皆様ですが、ご自宅から市街地まで利用するということを想定すると、より多くの運賃が想定されるということがございますので、より多く複数世帯にあっては56枚、単身世帯によっては84枚を交付しようとするものでございます。これがチケットの交付枚数の考え方でございます。

(4) 助成額等に関しましてですが、実際町が対象の皆様に助成する額に関しましては、 ハイヤー運賃から自己負担額を差し引いた額としてございます。

下の表2をご参照ください。こちらの考え方でございます。

まず、ハイヤー運賃額ごとに運賃区分①を設定します。

運賃区分①AからGございますけれども、初乗りであれば、幌延町では620円とされておりますので、これをAという区分です。それを超えまして千円未満はBという区分でございます。それをまず設定し、それに応じた対応した自己負担額、②を設定します。

Aの区間であれば、自己負担額は100円、Bの区間であれば200円ということで、運賃区分に応じて、もうかちっと自己負担を決めるという方法でございます。

そして、2つ目のポツでございますが、対象者がハイヤーをご利用されたときに、運賃額ごとに設定された自己負担額②相当分の利用券、チケットを利用カードから減算しまして、それと同額の現金を自己負担額としてお支払いいただくというものです。これによって、ワンコインでハイヤーに乗車するということを実現しようとするものです。

そして最後のポツですが、町が実際の運賃額と自己負担額、②の差額を助成額③として、 ハイヤー事業者様にお支払いすることによって、助成が実現するというものです。

これかなりちょっと複雑な、理解が難しい制度になってしまったんですが、つまりこの助成額は、自己負担額だけがきちっと100円、200円、500円というふうに決まっているという概念なんですね。

助成額は、実際に利用された方の運賃がいろいろな運賃が出てきますので、その差額が助成額になるので、様々に変動するものですので、助成額というものは実際ハイヤーを利用してみないと決まらないというもので、助成額は幾らということを決めることは出来ません。あくまで自己負担額を決めて、その差額が助成額になるという仕組みです。

このワンコインでハイヤーを利用しようとする、制度を実現するためには、こうした手法 しか、ちょっと現状は思い浮かばなかったというところで、このような制度設計ということ になっております。

裏に移りたいと思います。

(5) 実際の利用の流れでございます。こちらは、カラー刷りの横版の資料別紙1もご参照いただければと思います。幌延町ハイヤー助成制度の流れについてということでございます。

カッコしまして、朱書きの部分は、システムやデジタル化によって対応しようとする部分 でございます。

まず、対象となるであろう方が、①町に資料の申請をいたします。

それに基づきまして、町のほうでは、申請された方が対象に当たるかどうかを判定した上で決定をいたします。

そして、認定された場合には、その利用券、チケットが付与された利用カードを、対象者の皆様に配布するということになります。これが申請の手続になります。

そして実際の利用の手続でございますが、これが③の部分で、対象者の皆様からしますと、 通常の手法でハイヤーを予約していただきまして、ハイヤーを利用いただくと。そして乗車 時には、利用カードを提示して、自分がその対象者であるということを申し伝えていただく 必要がございます。そして降車時に、自己負担額相当分の利用券を、この利用カードから自 動的に減算し、それと同額の自己負担額を現金としてお支払いいただくというものが対象者 の方にしていただく部分でございます。

そして、ハイヤー事業者様のお立場からしますと④でございますが、通常の手法で輸送サービスを提供するということで、ご予約を受けて配車していただいて、ご乗車いただくと。その際に、利用カードを持っている方に関しては、その利用カードを本人確認をしていただきまして、乗車が終わった時点で利用カードの中にある利用券チケットを減算し、自己負担額を同額を受領するという形で、ハイヤーの利用は完結いたします。

その後は事務的な手続になりまして、⑤といたしまして、ハイヤー事業者様が月締めで利用情報明細等を添付し、助成額の請求を町に行っていただき、⑥町はその請求に基づき、助成額をハイヤー事業者様にお支払いすると。このような流れになってございます。

資料に戻りまして(6)でございますが、その他の部分として、そのシステムの開発というものに取り組みたいと考えておりまして、先ほどの別紙1の赤書きの部分でございますが、利用者の管理であったり、自己負担額助成額、あるいは乗降した位置ですとか履歴、そういったものを管理するためのシステム開発を進めまして、事務の省力化に努めて、この制度を進めていきたいというふうに考えてございます。

2ポツの事業を進める上での体制でございます。

今回の事業制度に関しましては、企画政策課と保健福祉課、両課で担当してまいりたいと考えておりまして、企画政策課にあっては、総合企画調整や制度設計、規程等の整備、システム開発運用等担ってまいりたいと考えております。

保健福祉課にあっては、実際のご利用の皆様の申請、認定、決定事務、業務を担っていただき、また、請求支払い事務のほうを担っていただくという予定でございます。

3ポツ、スケジュールでございますけれども、この度、6月の定例議会におきまして補正 予算案のほうに、本件の事業費を見積りしてございます。その後ご議決いただきましたら、 準備を進めまして10月には本格運行を予定しているという状況でございます。

最後に4ポツ、6月補正予算案の見積り額でございますが、企画政策課所管の部分でございます、システム開発やパソコン、タブレット等の備品購入、通信料等含めまして381万7千円の予算額を計上してございます。

保健福祉課にあっては、実際のご利用いただいたご利用の交通費を助成する扶助費といた しまして、181万8千円の予算案を計上してございます。

以上で幌延町のハイヤー助成制度の取組についてのご説明とさせていただきます。どうぞ よろしくお願いいたします。

斎賀委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの地域公共交通の取組状況について、10月の本格稼働に向けての説明が行われ

ました。

これに対する質問意見等ありましたら、手を挙げて指名を受けてマイクのスイッチを入れて発言してください。

高橋秀明委員

スケジュールを見ますとですね、6月に補正予算計上、10月本格運行予定ということで、 システム自体がこれからだっていうような印象を受けるんですよね。

それで果たして自前でやれるのか。全く外部委託するのか、その点をお聞かせ願いたいということと、あとまだ完全に10月本格運行なんで、決まってないと思うんですけども、今事態に考えられること、この券の発行ですか。対象可否判定、決定認定時に利用カード交付、どういったカードを与えて、利用促進に努めていくのか。その点含めてですね、お答え願いたいと思います。

山下企画政策G主幹

お答えいたします。

まずスケジュール感ということで、システム開発の部分でございますけれども、こちら自前でできるのかどうかということに関しましては、これはまったく私たち役場職員ですね、システム開発をする、スキルというものはございませんので、外部委託したいというふうな形での委託料を予算計上、予算のほうに計上してございます。

これにつきましては令和2年度に関しましても、一部システムに係る要件定義という、大事な部分をですね、どういうシステムにするかということを、設計書のようなものを、事前に構想として持っておりますので、それらをもとに実際プログラムを組んでいくという過程を今後進めてまいりたいというふうに考えております。

そして利用カードに関しましてですけれども、先ほどの資料の裏のですね、1番下の参考のところに利用カードの案というものを示してございますがこれ、このまま行くかどうかというのはちょっとまだわからないんですけれども、必要な情報といたしましては、その本人を確認する上でのQRコードですとか、氏名ですとか、残数が表示されるような、利用カードを交付していくという形になろうかと思います。

佐藤委員

1の(2)の内容なんですけど、70歳以上、障がい者、免許証返納者。これを70歳以上、免許持ってる者も、一応その登録されていくってことなのか。町でピックアップして、障がい者が何人いるのか。当然、免許返納した人も当然把握してるのか。どういうふうな登録の仕方をしていくのかなと思って、ちょっとまずその辺を聞きたいなと思って。

山下企画政策G主幹

まず、この70歳以上の方に関しましては、これは自動車免許を有している、有していないに関わらず、年齢で高齢ゆえに移動が困難であろうということを前提としておりますので、 免許証の有無は問いません。

そして、運転免許証の返納者の把握ということに関しましては、これは実際出来ません。 役場のほうではそれを把握することが出来ませんので、事前に周知する際に、それを申し伝 えることになるんですけれども、自動車運転免許証を返納してから5年以内はですね、公安 委員会といいますか、警察庁のほうから、その証明書というものが発行されるということに なっておりますので、基本的には、そちらをご持参いただいた上で、免許があったけれども、 無くなったというようなことを確認した上での対象とするという判断になろうかと思います。 佐藤委員

あくまでも返納した人も、障がい者も、免許を持ってる夫婦も、持ってはいるんだけどちょっと自信がなくなった、申請するってことで進めるということと。

例えばそれともう1点、これはいいことだと、大いに利用していきたいなと思って。例えばそういう地元にハイヤー会社さん1件しかないわけだし、そこら辺の対応について、俺も俺も言ったら変だけど、そういうやりとりっていうのは、例えば町のハイヤー会社さんに助成して、ハイヤー1台、そこまで利用されてくればいいんでしょうけど、そういう時間が待たされたとか、そういうものをどうなのかなと思って、それもちょっと分かる範囲内で教えてほしいなと思います。

山下企画政策G主幹

この申請に関しましては、やはり申請主義ということで、利用したいという方が該当する 方が申請していただくということを想定しております。

そしてハイヤー事業者様の需給バランスという部分に関してなんですけれども、これもその幌延町としては初めての取組ということで、実際どれぐらいの人が利用するのかというのは、ちょっと想像するということが難しいと。

あるいは何か行事が重なったときに、集中的にご利用の予約があるということも想定はされますけれども、ちょっと実際に運用してみなければ、正確なところというのはちょっと捕捉出来ないのかなというふうに考えておりますので、まずはその制度を始めてみて、その状況を現状把握しながらですね、何か改善が要する部分があれば、対策を考えていきたいという部分でございます。

そしてその待ち時間に関しましても、一気に利用が集中したときの待ち時間ということに関しても、やはり全国的にハイヤーの助成の制度を行っている自治体でも、やはり需給バランスというものを、よく捕捉した上で対応を考えていく必要があるということが、いろいろな見解が述べられておりますので、そこも含めて、制度運用した上で、どれぐらいの待ち時間があったのかということも含めて、制度の見直しを随時考えてまいりたいというふうに考えております。

無量谷委員

これハイヤーに乗車するについて、複数でこれ乗った場合は1人分の加算っていうことで考えていいのか、その辺聞きたいのと、70歳っていう年齢がちょっとこれね、高過ぎるんでないかなっていう感じ。もうちょっと下げてもいいでないのかなっていう感じはするんですけども。そのためには免許返納者っていうのは、年齢関係なく、返納した場合について、補助することであって、70過ぎるその前に免許返上ということも今考えられる。若干年齢の70、ハードルが高いんじゃないのかなっていう感じはするんだけど。

山下企画政策G主幹

これに関しましても、町の予算額との実際の利用等予算額と、皆さんの生活の質というところも考えての、何歳が適当なのかという部分だと思うんですけれども、今回65歳が適切なのか70なのか75なのかというところも、検討してまいりました。

それで他の自治体の例をですね、やはり考えてみると、実はほとんどが75歳以上です。 70歳としてるとこは少ないです。 例えば65歳以上でかつ自動車運転免許を返納したとか、そういう条件がついたりもしているところもございまして、70歳というのは実は年齢の低いほうというか、条件の緩いほうなのかなと思っております。

隣の中川町でございますけれども、当初70歳ということで始めたんですけれども、やはりその予算がですね、圧迫するということがあって、今年度から75歳に段階的に引き上げるということも行っておりますので、やはりそれが財政に与える影響はどれぐらいのものかというのがやってみないとわからないという部分がございまして、まずは幌延町といたしましては70歳という年齢で運用してみて、どれぐらいのご利用があるのかということも分析しつつ、今後必要であればまたその制度の見直し等も含めて検討してまいりたいと思うところでございます。

複数で乗った場合に関してなんですけれども、それはお1人分のあくまでハイヤーの運賃が目安でございますので、4人乗っても2人乗っても1人乗っても、そこの自己負担額は、 運賃に対する自己負担という決めてございます。

そして返納に関しましては70歳に関係なくというものがあろうかと思いますけれども、 そこは70歳の年齢とは関係なく、65歳であっても自動車運転免許証を返納したというこ とが確認できればそれは対象とするというものでございます。

無量谷委員

ある程度他の町村よりは、70歳というのは、低いレベルだっていう感じはしたんですけども。そのほか認定についてなんですけど、認定は単純に役場職員の事務方の経理でやるのか、前、帯広の隣町視察した時については、ある程度スタート時点で、何もわからない段階でやれた経過もあるんで、一応検討委員会みたいな形で、ハイヤー認定委員会っていうか、検討委員会っていうか、ハイヤー会社あるいは利用者を含めた認定員みたいな形の毎年検討委員会みたいな会議を開いてるっていうことなんですけど、幌延町についてはこの認定員みたいな形の制度っていうか、そういうものを設立するのか、しないのか。その辺もお聞きしたいです。

山下企画政策G主幹

認定に関してなんですけれども、望ましいとされているのは、委員おっしゃるとおりですね、検討委員会のようなところで、よりよい地域交通の仕組みっていうのを考えていくっているのは、取り組まれている自治体もあるというふうに聞いております。

そして、自家用有償運送を行いたいということになった場合には、必ず地域交通会議ですとか、そういったものに行政の職員ですとか、学識経験者あるいは交通事業者の皆様が参画していただいた上で、どういった制度がいいのかというのを検討していく必要がありまして、もしかすると自家用有償運送をやっているところは、これ必ず設置しなければいけないと。そこでいろんな制度を毎年考えていくというような仕組みとしてございますが、今回その幌延町で制度をやろうとして、このハイヤー利用助成というのは全く何もかからないエリアの部分のものでして、普通にハイヤー事業というのが道路運送法に基づいて行われるハイヤー事業というものに対する助成措置ということで、この交通会議等の適用になるものではないということで、この度その事務方での認定の手続というものをする、していくことになるんですけれども。ただ、よりよい仕組みを作っていくという上では、そのようないろいろな方が参画してご議論いただくというようなことを手法を取っているというところも全国的には

あるというふうには伺っておりますが、必須ではないという部分でございます。

斎賀委員長

ほかに委員、質問ありませんか。

植村委員

ようやく具体的な補償が出てきて、実際にスタートしていくんだなと実感しております。これ、こう見て説明聞いたんですけども、市街地区対象者、月相当で1回程度の想定でというふうに読んで、チケット数を発行して24枚、単身者36枚という枚数になってるようですけども、月1回ではちょっと寂しいんじゃないのかなって気がするんだけども、最初やってみないとわからないとは思うんですけどもね。せめてやっぱり月に3、4回町の中でも、できるぐらいのチケット発行っていうのは、あっていいのかなっていう。私はそんな気がするんですけどもね。

それが1点と、あくまでもこれ利用するに当たっては、従来のハイヤーの利用のほうと同じく、電話予約で乗るときに、ハイヤー助成使いますと言って乗るということで、事が足りるのか。そこら辺、先ほど無量谷委員のほうからも、相乗りの話出たんですけども、途中であの人も拾って行ってほしいんだけどもっていうことが許されるのか許されないのか。いうというのは、高齢者あたりが集まりあるとかなんとかっていうふうになると、地域から、今まではなかなかその足がなくて、出てこれなかったけども、ハイヤーが通りすがりにあるということであれば、乗っけて行ってもらえるものかどうか。そこら辺、従来の方法のハイヤーですと、そういうことは出来ないと思うんですけども。その辺どうなのか、その辺2点ほどお聞きします。

山下企画政策G主幹

今回市街地にあっては月1回程度の想定ということで、予算を組みまして、これ実は7ヵ月分のぐらいでこれぐらいの費用感というような予算計上でございますので、単純に1年になるとほぼ倍ということで、350万程度というような今状況にしてます。

ただ、これはその対象となるであろう方が全て申請するとは限らない、自分で運転する人もいるので限らないという、利用率などをかけた上での予算の見積りでございますので、実際やってみると、どれぐらいになるかというのはちょっとわからない部分であります。

単純に例えば350万という年間費用をこれを月1回を3回にしたり、4回にすると、3倍4倍になっていくと。この数値が正しいとすると1千万を超えるというような助成費用になっていくという可能性がありまして、そこが実際に、地域の皆様への行政サービスと、財政の支出というような部分をどう考えるかという部分でございますので、まずは、この月1回程度のご利用に資する制度設計で運用してみた上で、どれぐらいの利用実績ですとか、費用が発生するのかというものを検証しつつ、今後のお声も伺いながら、再度検討してまいりたいという部分でございます。

その回数に関しましてもその実際ご利用いただいた上で、ご利用いただいた皆様のお声も聞かせいただきつつですね、また再度、見直しが必要であれば検討してまいりたいという部分でございます。

そして、実際のハイヤーに関しましては、本当に電話で予約して、ハイヤー会社様に来ていただいて、ご利用するということで全く今までどおりと同じようなハイヤーのご利用の方法に変わりはございません。ただ、乗車するときにその利用者カードを見せていただいて、

自分がその対象者であるということを、言っていただいた上でご乗車いただくという部分で ございます。お電話口でそういう助成を使いたいということをおっしゃっていただいてもよ ろしいですしご乗車のときにそのカードを見せていただければ、ご利用可能だということで ございます。

そして相乗りに関してなんですけれども、これは道路運送法の一般乗用旅客自動車運送事業っていう、法律の壁がありまして、本来その1個の契約に基づいて運行するというような規定がありますので、そこがいろいろ規制がある部分ではあるんですけれども、それが1個の契約に基づいて、皆さんが乗っているというようなことができるのであれば、可能なのかなというふうには考えますけれども、厳密に突き詰めていろいろ考えていくと難しい部分もあるにはあるというところです。

植村委員

一体どういう計算方式で予算を計上してるのか、ちょっと私もわからないんですけども、全く免許も持たない、移動手段も持たない町の市街地区に住んでるお年寄りの方々は、やはりこれをこのシステムを待ち望んでいる人が結構いるんじゃないのかなという気がしております。その中でやはり月1回しか利用出来ないということは、かなり利用をし辛いのかなあと思うんですよね。

そういう人たちがどれほどの数がいるのか。やってみないとこれわかんないことかもしれませんけども、試算した上で、もうちょっと週に1回程度の利用可能な方法を取れないのか。 今後の課題として、心得ておいてもらいたいなというふうに思います。

佐藤委員

今、植村委員言ったように、どうしてもある程度、当然限定されてくる。特に在、どうしてもこれを利用される人が限定されてくるのかなと。今言ったように、ある程度どのぐらいの需要ったら変だから利用者があるのか、そして、今言ったようにやってみなきゃわからんとこもあるだろうけど、これが 500 万、600 万もならっていくってなると、これはまたじゃあ 100 万でいいのかってことにはならないだろうけど。

だから、ある程度やはりこう、いやればよかったなと、いい制度をやってくれたなと、月1回ぐらいじゃ。隣の町のばあちゃん所へ遊びに行きたいと言っても、なかなかという人もあったりするだろうし、もう少しこう、ある程度調べ上げて、これぐらいの利用あるんじゃないのかと。これぐらいの予算を発生するなというもの見てから、もうちょっとずれてもいいかなと思ってもいるし、せっかくやるんだから、今言ったように、ある程度こう月に2回か3回ぐらいは利用して、そんなに70歳以上、全部が出てくるわけじゃないだろうからね。だから、そこのところももうちょっとこうどうなのかなと思って、委員の話を聞いてて思ったんですが、どうですか。

角山企画政策課長

この制度につきましては、冒頭のほうで、助成の考え方についてもお話ししたかと思いますけれども、年間に2、3万円ぐらいの、支援というようなことをベースに設定しておりますので、この制度設計に当たっては、担当の話しましたけども、企画政策課、保健福祉課とハイヤー事業者さんからのご意見も踏まえながら、この、ある程度の枠組みというのは決めて進めようというような判断しておりますので、わからない部分はあるかとは思うんですけども、現状どれぐらいの利用が増えるかというのは、この制度をしっかり周知するというこ

とになれば読めてくるかと思いますけど、まずはこの体制でちょっとやって、様子を見させていただければというふうに考えておりますので、ご理解ください。

高橋秀之委員

今の続きになると思うんですけど、助成金181万8千円って金額が一応出てるんですけど、これ出てるってことは、幌延地区、幌延周辺の集落、問寒別地区、利用者は何人いて、幾らかかるから110何万になるっていうのはあると思うんですけど、その想定の利用者、幌延市街地と幌延周辺の集落、問寒別地区と併せて、その人数分かれば教えてほしいんですけど。

山下企画政策G主幹

この181万8千円の積算にかかる対象、予定している数量でございますけれども、幌延 市街地区に関しましては、年齢で70歳以上というような方が300人おられます。

そして、障害者手帳のほうが交付されているという方が120名程度いらっしゃいます。 ただしその第1種に限るというところですので、ちょっとそこまでは判断出来ないという部分がございます。

それが複数世帯と単身世帯ということで、24枚と36枚という積算でございますが、幌延市街地区にあっては、こういった対象者のうち複数世帯にあっては、30%ぐらいの人が利用をするのではないかという想定でございます。また単身世帯にあっては40%程度のご利用があるのではないかということを想定しておりますので、そこで発行する枚数は4,760枚程度というものを見込んでおります。

この発行されたチケットをそれぞれがどの区分で乗るかということで、助成額が決まってくるところでございまして、それぞれ先ほど申し上げましたとおり、助成額というのはちょっと乗ってみないとわからないというような部分がございますが、想定としては、年間で230万円程度という部分の7カ月を今回、幌延市街地区によっては計上しております。

そして幌延周辺集落に関しましては、複数世帯を構成する方、単身世帯の方で70歳以上は72名いらっしゃいます。障がい者は13名でございます。

それらの方々に対して、また同じように利用率ということで3割、4割ということが利用するという想定でございまして、年間で65万円程度というものを想定し、それを7カ月分の計上でございます。

問寒別地区にあっては、上から問寒までですけれども、70歳以上の方たちが77名いらっしゃいます。障害者の方は16名でございます。

問寒別の方に関しましては、患者輸送車両も、乗車の人数というのが非常に限られているということから想定して、それほど利用がないのではないかということで、複数世帯にあっては10%、単身世帯にあっては20%程度が利用するのではないかということでの積算をしておりまして、年間で20万円程度の助成になるのではないかということを想定してございます。

(植村委員「全部併せて」)

3エリア併せまして、年間ベースで320万円程度というところを見込んでおります。 高橋秀之委員

もう一つなんですけど、下沼に地域交通でやってる業者がいたと思うんですけど、そことの関係はどんなんなんですか。

山下企画政策G主幹

こちら3月の委員会の時も少しご説明したと思うんですけれども、基本的に自家用無償運送というカテゴリーで特段の届出等がなく運行できるものではあるんですけれども、可能であればそういうような団体の皆様がたくさんいらっしゃると。より、その集落の移動の支援というものにはつながるというふうに考えておりますので、その辺はちょっといろいろお話合いが今、中断しているところではあるんですけれども、町として、何かできる部分があるのか。あるいは何か必要とされている部分があるのかというものを、お話合いを継続した上で、必要な部分をご支援することができれば、よりその集落の皆様の日常生活の移動手段というもののほかにつながるものと考えておりますので、町としてはそういった団体の皆様の活動にも期待をしているという段階でございます。

高橋秀之委員

まだこれから話し合う予定はあるってことですか。

角山企画政策課長

今回、選択肢が一つ増えるというようなイメージで考えていただければいいと思います。 下沼で行ってるものは行っているもの。ハイヤー助成、運賃助成あるものと。これが2つ選 ぶことができるような状況と考えていただければと思います。

高橋秀之委員

あともう一つですけど、助成額のことなんですけど、実質運賃から自己負担差し引いた金額を助成額とするとここに書いてるんですけど、これ、ハイヤーでいえば、普通の業務より少し手間がかかるんでないかなと思うんですけど、これ見るとその助成差し引いた助成額だけを、要するに助成する、ハイヤーさんに支払うってことですよね。

これって、私が思うには、普通の業務より手間がかかるんで、何ていうか諸経費みたいなものっていうのは付かないっていうか、上乗せにはならないんですか。

山下企画政策G主幹

当初、紙ベースでそのチケットをやりとりするということを想定しておったときには、相当な手間暇がかかるということが想定されまして、それぞれに台帳を作ったりですとか、積算したりというのがかかるということで、我々役場の事務方の手間もかかりますし、ハイヤー事業者様にも大きなお手数をおかけするというような仕組みでしたので、そこら辺の諸経費というようなことに関しましては、必要性を感じていたところなんですけれども、今回役場の事務方の事務量も省力化したいというところで、システムを開発しまして、その辺の自己負担額の精算などは、全てこの利用カードとタブレット端末をハイヤーに積載しまして、それを読み込んで全て積算するという仕組みを作りたいと考えておりますので、あとはもう全て、電子的に記録されたものの明細と請求書が出てくるという形ですので、実際ハイヤー事業者様に、お手数をおかけする部分ではかなり軽減出来たのかなというふうに考えておりますので、そこの部分は諸経費等をですね、勘案しない形で、まずはスタートさせてみて、その後の運用に応じて、またその辺を含めて検討してまいりたいというふうにしてございます。

斎賀委員長

ほかに委員、発言ありませんか。

植村委員

ハイヤー助成の認定っていうのは、申請毎に協議して、審査して認定されるのか、それと も月1だとか、何だとかっていう期間で認定していくのかどういう考え方でいるのか。

山下企画政策G主幹

こちらはいち早くご利用いただきたいという思いもございますので、申請の都度ですね、 認定しまして、交付をしていくという形を取りたいというふうに考えております。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

では以上をもちまして、地域公共交通の取組状況についての説明及び質疑応答を閉じたいと思いますので、またよろしくお願いします。

続きまして、新過疎法に基づく市町村計画についての説明を求めたいと思います。 角山企画政策課長

それでは私から、新過疎法に基づく市町村計画についてご説明いたします。

お配りした資料、A4両面刷りの新過疎法に基づく市町村計画についてをご覧ください。 まず始めに、新過疎法制定の件についてご説明いたします。

これまで過疎地域における各種財政措置につきましては、過疎地域の自立を図ることを目的に、過疎地域自立促進特別措置法をもとに進められておりましたが、本法が令和3年3月31日に期限を迎えるに当たりまして、新たに過疎地域の持続的発展を目的とした、市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間の時限で制定されております。

続きまして新法の制定に係る変更点についてご説明いたします。

1点目は法の目的でございます。

過疎地域の持続的発展に資するため、旧法におきましては、目的に掲げておりました住民 福祉の向上、地域格差の是正に加えまして、今回新たに人材の確保及び育成が加えられ、ま た雇用の増大が雇用機会の拡充というふうな文言に変更となっております。

2点目に、過疎地域の要件でございます。

旧法におきましても、人口要件及び財政力指数をもとに判定しておりますけれども、新法におきましては、人口要件について昭和50年から平成27年の40年間における人口減少率が人口減少団体の平均値である28%以上であること。財政力指数につきましては、全市町村平均の0.51以下であることが要件となっております。

参考に記載しておりますけれども、幌延町におきましては、記載のとおり、過疎地域の定義となる両要件を満たしている状況でございます。

3点目につきましては、過疎対策の目標、施策の区分ですけれども、施策効果の実効性を高めるための施策ということで、9項目、旧法において定めておりましたが、新法におきましては、より具体の取組につなげるという目的で、この項目が12項目に細分化されております。資料に新旧の対比表を記載しておりますけども、右側の新法網かけした部分でございます。

1番、移住定住地域間交流の促進人材育成。3番、地域における情報化。4番、交通施設の整備、交通手段の確保。6番の子育て支援の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進。11番目の再生可能エネルギーの利用の促進。12番のその他地域の持続的発展に関し

必要な事項というような形に変更となっております。

次に、市町村計画についてご説明いたします。資料の裏面をご覧ください。

過疎自治体において、新法に基づき実施する過疎対策事業に対する財政措置を受けるためには、計画の策定が必要となります。

計画策定による主な財源、財政措置といたしましては、計画に基づき実施する事業に対し、特別に発行が認められる充当率100%かつ、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算定される過疎対策事業債。こちらのほか、国税の特例、地方税の減収補填措置。また、過疎地域等集落ネットワーク形成支援事業など、過疎地域の持続的発展に資する国の支援事業を活用することが出来ます。

次に市町村計画の策定についてでございます。

今年度に策定する計画は、法期限の前期5年に当たる令和3年から7年までの計画となります。

新計画の策定に当たりましては、新たに記載すべき事項といたしまして、人口、社会増減に関する目標。また、達成状況の評価。またですね、策定に当たって住民の意見を反映させるため、計画案のパブリックコメントの実施について予定をしているところでございます。

策定のスケジュールにつきましては、表を下に記載しておりますのでご覧ください。

現状といたしましては、北海道からの通知等に基づきまして、計画策定作業に着手した段階で、今後6月末を目途に計画案を策定いたしまして、北海道との事前協議、こちらと並行して、パブリックコメントを行った後、計画の内容を固めまして、8月の下旬に北海道との最終協議により計画案を確定する予定となっております。

確定した内容につきましては、改めて常任委員会において報告させていただいた上で、9 月議会定例会に議案として提案することを予定しております。

以上、新過疎法に基づく市町村計画に係る説明とさせていただきます。

斎賀委員長

ありがとうございました。

この件について委員皆さんから意見を伺いたいと思います。指名を受けてから発言をお願いします。

西澤委員

今言ったこの裏面の策定想定スケジュールなんですけれども、案を決定し、道と協議して、後、常任委員会に報告し、議会の議決というような流れになっておりますが、案が決まって道と協議してそれでOKになったときに、なかなか常任委員会に説明されて、ここをこうしたほうがいいんじゃないか、ああしたほうがいいんじゃないかっていう意見があっても、道の協議が整ってる以上、なかなか変更ってないですよね。そういうふうに考えると、案が出来たときに、まず常任委員会にお示しいただいてからの道協議のほうが私たちも意見言やすいのかなっていうふうにはちょっと思うんですが、その辺どう考えていますか。

角山企画政策課長

今のご意見を踏まえまして、情報提供のほうは考えさせていただきます。

こちらの過疎の市町村計画については、今現行のほうにつきましても、事業の追加等により、搭載する内容を増やしたりできるというようなものでございますので、今考えうる5年間のうちの町が行う予定のソフト事業、ハード事業をこの中に盛り込んでいくものとなりま

すので、それに対して財政措置があるという内容なので、ある程度広い範囲でというような 策定の内容を考えているので、どちらかというと報告、こういった形でまとめましたってい うような形で進めさせていただいたほうが、良いのかなというのはちょっと思ってはおりま す。

斎賀委員長

ほかに、委員皆さんありませんか発言。

(「ありません」の声あり)

では無いようですので、新過疎法に基づく市町村計画についてはこれで閉じたいと思います。

以上をもちまして企画政策課所管の調査事項はこれで閉じたいと思います。 ここで休憩します。

(11時50分休憩)

(11時54分 開 議)

斎賀委員長

それでは休憩といて、それでは休憩を解いて会議を再開します。

以上をもちまして、調査事項の2つ目まで企画政策課所管まで終わり、3番目の建設課所 管は午後の部に回したいと思います。

お昼は1時10分、開会したいと思いますので、ご着席お願いしたいと思います。 それでは、休憩します。

(11時54分休憩)

(13時10分 開 議)

休憩を解いて会議を再開したいと思います。

それでは、調査事項3、建設管理課所管、下水道管路改修工事地質調査業務についての件 を議題とします。説明を求めたいと思います。

島田建設管理課長

下水道管路改修工事地質調査業務についてご説明いたします。

本業務については、本年度より道路改良事業に向けた調査を行う、町道駅前仲通線及び町道3条仲通線の2路線に埋設されている下水道管周辺の地質調査業務を行うものであります。 例年、下水道区域内の下水道管は、カメラを使った維持管理業務を行っておりますが、そ

の中でも、この2路線に埋設されている下水道管は、たるみ、変形等が著しく、管内部の汚

水が滞水している状況で改修が必要な個所であります。

当初の計画では、令和4年度に本2路線に埋設されている下水道の解消に向けた調査を行う予定でしたが、北海道と協議をした結果、交付金事業として行う場合には、施工方法の検討や、ライフサイクルコストなどの検討結果が求められ、資料作成に時間を要するため、少しでも早く着手したほうがよいのではとのアドバイスを受けたことから、この度6月定例議会において、これら調査を補正予算として上程させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、業務の詳細について、担当の宮下係長よりご説明させていただきます。

宫下上下水道係長

下水道管路改修工事地質調査業務についてご説明させていただきます。

調査路線名は、町道3条仲通線、町道駅前仲通線、総延長の220Mを実施する予定としております。

現在の下水道管の状況については、資料2にも書いてありますとおり、町道3条仲通線では、平成11年に道代行で推進工法で埋設された管渠であり、町の東側、ほぼ町の半分の汚水が流れる重要な管路となっており、昨年度の調査において、補修出来ないぐらいに汚水管の変形が進行していることが確認され、今後、破損等の可能性が高い状況となっております。

町道駅前仲通線については、資料3のほうに写真等ございますが、平成10年に道代行により推進工法で埋設された下水道管となっており、約30世帯が接続している管渠で、沿岸バスの駐車場付近の道路は地盤沈下が激しく、その影響により、管内部の汚水が滞水している状況で改修が必要となっております。

次に、3の調査内容につきましては、資料4の業務工程表に記載しておりますが、町道仲 通線では、ボーリング調査、地質・土質調査、施工方法の比較検討、施工方法のコスト比較 及び管渠の実施設計を実施します。

町道駅前仲通線のボーリング調査については、道路改良事業にて、ボーリング調査を実施するため、その結果を共有し、地質・土質調査を行い、施工方法の検討、施工方法のコスト 比較、及び管渠実施設計を2月中旬まで実施いたします。

ボーリング調査については、直径66ミリのコアを10Mボーリングし、コアの地質や土質の調査をいたします。

なお、選定された工法の詳細設計は次年度実施する予定としております。

財源につきましては、社会資本総合交付金と起債を予定しており、7月上旬に社会資本総合交付金の事業調整申請を行い、8月上旬には交付金の配分が決定される予定となっており、その後、業者の選定を行い、9月上旬ごろ、事業開始を予定しております。

以上、下水道管路改修工事地質調査業務の説明とさせていただきます。

斎賀委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの下水道管改修工事地質調査業務についての説明について、委員皆さんから意見 を伺いたいと思います。

指名を受けてからマイクのスイッチを入れて発言してください。

無量谷委員

2つの線はね、推進工でやったっていうことなんですけど、これはまだこの道路を面にした所に推進してると思うんですけど、この道路の改修も並行してこれやって、埋設を新しくやるのか、やらないのか。その辺もちょっとしないと、今の推進工だけの地盤が泥炭地なんで、また同じことなのかなっていう感じがするんですけど、その辺の道路改修との並行性はどうなんかなと聞きたいんですけど。

宮下上下水道係長

一応、道路事業と一緒に並行してやっていく形となります。

1番下の下水道管を最初にやって、そのあとに終わったら、上の道路っていう形を取って 進めてまいります。

高橋秀明委員

今の説明によりますと、下水道実際やるところの周辺だけになる恐れがあるんですけども、

例えば駅前で言えば、全体的にですね、凸凹になってる箇所が相当あるんですよね。そういうとこは道道用地だと思うんですけども。そういうとこも含めて、予算的にやるのは難しいのかどうか。わかってる範囲内でお答えいただきたい。

宫下上下水道係長

お答えします。

下水道、駅前のほうにつきましては、沿岸バス駐車場等も、ここ辺、がんっと下がってますので、そこら辺も今道路でボーリング調査等をしておりまして、3条仲通線と同じような感じで、最初に下水をやって、その後道路の改修っていう形を考えております。

高橋秀明委員

私も測量やってる所は見てるんですよ。これ、どこでやってるのっていう話。これ図々しく聞いたら、いや発注は町のほうだから、町ですよってことで、中までは。やってる人はただ依頼受けたので、測量やってくれって頼まれたからだということで、範囲が狭いなと思ったんですけども。

ただ、繰り返しますけどね、実際下水道この図面出て、この赤い線で。やるところの周辺だけということで捉えてよろしいでしょうかね。それ以上は範囲は広がらないと。

宮下上下水道係長

下水道事業ということで、下水道の部分に関してはやるんですけど、道路事業で今、全体的な道路の見直しを調査をやっているところで、議員が見られた測量のほうは、多分道路事業でやっている測量さんだと思いますので、下水のほうは下水だけっていう、道路事業が道路事業で、そこら辺、調査っていう部分をやっているところです。

高橋秀明委員

今の話を総合したら、将来的には道路のほうも、もうちょっと広い範囲内でやる可能性が 出てきてるということで捉えてよろしいでしょうか。立場違うから、どこまでが答弁できる かわかんないんですけども、知ってる範囲内でお願いします。

宫下上下水道係長

道路事業はあくまで100%私把握してないんで、ちょっと答えづらいんですが、下水道 事業と違う、この道路全体を見るっていう事業を進めていると聞いております。

高橋秀明委員

了解いたしました。

斎賀委員長

ほかに、意見ある人はいますか。

植村委員

今のお話とちょっと関連するかもしれませんけども、3条仲通線のこの下水道の交差ったら、この図面からいくと、道道から十字路までの間のですか、その間の96メートルということ。最後のけつまでは、調査の対象になってないということですよね、道道までか。

島田建設管理課長

お答えいたします。

先ほど高橋委員からのご質問等も重複する答弁になるかと思うんですけど、基本的に先ほど私のほうからもご説明させていただいたんですが、市街地区の下水道管に関しては、維持管理業務として、7年から10年かけてカメラを入れた調査を行っております。全管路です

ね。その中で著しく管が歪んでいるだとか、滞水が激しい部分については、対策をしなければいけないということで、この2路線については特に損耗度といいましょうか、管が潰れているとか、滞水がしているとか、そういうようなものが多い路線なんですね。

先ほど高橋委員からのご質問の中で、多分駅前の道道のことをおっしゃっているのかなと 思うんですけども、重複になるかもしれないんですけれども、全体のカメラ調査を通して、 特にこの2路線部分に関しては、下水道管のたるみ等が大きいものですから、今回、管の敷 設替えを行うということでして。道道に敷設している下水道に関しては、今のところカメラ 調査等の結果は、耐水しているだとか、管が歪んでいるとか、そういうようなことが今のと ころない路線ではありますので、今のところ管の敷設替えということは考えてはおりません。 あと、植村委員のご質問なんですけれども、こちらのほうはちょっと図面がわかりづらく て大変申し訳ないんですけれども、3条仲通線の、今回カメラ等測量調査等を行う部分につ いては、ここは農協の元資材センターって言えばよろしいでしょうかね、車両整備工場です か。そこから旧加藤新聞店といいましょうか、のところのここが1番下水道調査を行って、 ここが1番管が歪んでいて、外部からの力によって管が歪んでいて、カメラも入らない状況 でして、昨年度の調査で、ですね。この区間の下水道管の敷設替えを行うがための調査設計 を今回6月補正のほうで調査費を計上させていただくということでして、それ以外に関して は、繰り返しになるんですけれども、カメラを入れて100%異常がないわけではないんで すが、今のところ、敷設替え等の改修工事が必要がないであろうというようなことでありま す。

植村委員

わかりました。想像した通りの図面でした。

そして、ということは下水道やると同時に併せて、表面の道路の改良もやるということで 理解してよいんでしょうか。

(島田建設管理課長「はい」)

ということは、土地の境界問題あったと思うんですけども、それを解決したというふうに 解釈していいんでしょうか。

島田建設管理課長

お答えいたします。

土地の関係に関しては、実は昨日、実測の受託業者と打合せしたばっかりなんですけれども。基本的には現況の測量をまずやっていただいて、それで、基本的にはそういう過去の事情もありますんでね。そこの土地を外した形での道路整備っていうものは可能なのか。まず現況を押さえて、そこの民地を外した形で道路の構造上、どういうような道路ができるのかっていうのを、今後検討していくというようなことであります。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

この件については、下水道管改修工事地質調査業務については閉じたいと思いますまたよろしくお願いします。

(13時25分 休 憩)

(13時29分 開 議)

それでは休憩を解いて会議を再開します。

調査事項4、教育委員会所管、教育費補正予算の概要説明について、これの説明を求めた いと思います。

伊藤教育次長

それでは、資料に基づきましてご説明をさせていただきたいと思います。こちらのほうに つきましては、教育費補正予算の概要説明ということでございます。

まず1点目なんですけれども、こちらの学習支援活動事業に関する運営補助事業補助ということでございます。

こちらのほうにつきましては、地域の任意団体による学習支援活動に対する公費負担分の 新規計上になります。

町内の児童生徒の学力向上や学習習慣の定着のため、地道に学習支援活動を続けております、地域の任意団体である幌延ラーニングサポートクラブの安定的な事業運営に資するため、人材確保、外部講師に掛かる経費の一部を公費補助することによって、安定な運営を図るための事業とさせていただければということで、今回6月補正予算として計上するものです。

180万円の根拠なんですけれども、こちらのほう補助率の上限100分の70ということでございます。上限につきましては、講師の謝金基本額が決まってますので、そこの部分を、補助することによって、クラブのほうが安定的な運営を図れるということで、今年度につきましては9カ月分、7月からということですので、その上限の180万円を今回予算で計上させていただければと考えてございます。

こちらの方、クラブの方からの要望ということで聞き取りをしたところ、4年間の活動の中で、児童生徒保護者からの学習支援に対するニーズが十分あることがわかり、その一方で、ニーズに答えるための人材確保がクラブ単体では難しいというような状況から、今後も続けていきたいので、何とかそこの部分を応援していただければというようなことで要望がございまして、こちらのほうで制度設計をしたところでございます。

次に2点目です。

成人式におけるPCR検査の実施についてということで、こちらのほう、町外在住者の成 人式出席に係るPCR検査の実施ということでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、令和3年の成人式がご承知のとおり2度延期となっております。次回8月の開催に向けて、対策等協議検討いたしまして、これ以上延期するというのは、大変対象者にとっても非常に困難、出席率がというところもあり、本人たちにとっても、これ以上延ばすことはちょっと避けたいということで、出席する町外に在住している新成人へPCR検査を実施し、その上で開催するということで、今回PCR検査ということでやらせていただければと思っております。

併せて、今年度年明け、令和4年の成人式もございますので、今後の感染状況等、先行きが見えない中、令和4年の成人式の分も併せて、今回6月補正ということで計上させていただければと考えております。

2ページ目をお開きください。

算定基礎につきましては、令和3年成人式につきましては、対象者15名おりますけれども、そのうちの町外在住者11名分の予算計上となります。併せて、令和4年の成人式対象者が、こちらのほうにつきましては、居住地までまだ調べれてませんけれども、学齢簿より

算出しております。うちの学校の卒業生22名分、こちらのほうを予算計上させていただければと思いまして、PCRの検査キット、それから送料と合わせまして16万9千円の6月補正予算計上という形になります。

この場をお借りしてなんですけれども、令和5年以降の成人式についてなんですが、令和4年4月に成人年齢が18歳に引下げられることに伴いまして、令和5年以降の成人式に関し検討を要するため、今回ですね、この年の該当する18歳、19歳、20歳の年齢世帯にアンケート調査を実施しました。教育委員会独自のアンケート調査でございます。このアンケート調査の結果が、この表ということで、手持ちの資料のほうに載せさせていただいております。

アンケート調査の結果につきましては、対象者48名中38名の回答を得られまして、38世帯のうち、24世帯が20歳でやってもらいたいというようなことでございました。18歳でっていうところは3世帯ございました。で、年齢にはこだわらないよということで、11世帯いただいております。

この結果を参考にしながら、また各道内市町村の動向を参考にしながら、予算時期までに、委員会としての方向性を決めていきたいと考えてございます。この結果からすると20歳というところが1番高いことにはなってますけれども、その予算時期までにですね、近隣町村の状況等、管内の状況等も勘案しながら、正式に定めていければと考えてございます。2点目は以上です。

次3点目です。

こちらのほうにつきましては、総合体育館等感染症予防対策工事についてでございます。 こちらのほうにつきましては、令和2年度の10月補正で、体育館の感染症予防対策費と いうことで、実施設計のほう上げさせていただいておりまして、コロナの交付金にこちらの ほうを載せたいということで、3月補正で体育館部分の4,147万円を予算計上させてい ただき、繰越させていただいたところでございます。工事については今年度ということにな ります。

この後、交付金申請の後にプール部分のほうの積算を3月までに実施設計していただきまして、こちらのほうにつきましては、3月補正のほうに計上出来ませんでしたので、今年度の体育館の工事と併せまして、改修工事その2ということで、プール部分のほうを今回6月補正で上げさせていただければと考えてございます。

プール部分の改修内容につきましては、四角で囲んだところでございます。男女のトイレ 改修、それから更衣室、シャワ一室、ブース全体を改修していきたいと。併せて、電気のL ED化も図りまして、省エネ、環境の配慮したものにしていきたいと考えてございます。そ れと1番最後は体育館の玄関の部分ですね。こちらのほうは手すり等を付けさせていただい て、お年寄りと体の不自由な方等が利用しやすいような形で、こちらのほうも併せて設置し ていきたいと考えてございます。

以上3点が今回のご説明とさせていただきます。ご協議のほどよろしくお願いいたします。 斎賀委員長

はい、ありがとうございました。

教育費補正予算の概要説明について、説明いただきました。この件について、3点ありますので、まず1点目、学習支援活動事業運営補助について。このことについて、皆さんの意

見を伺いたいと思います。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

いいですか、私のほうから1点。

1番目の学習支援活動運営費補助なんですけど、この任意団体の学習支援活動は、全町的 にやってる任意団体なんですか。

伊藤教育次長

ご質問にお答えいたします。

こちらのほうは29年6月に設立されておりまして、生徒の公募につきましては、問寒別のほうについても、広く公募しているというふうに伺っております。保護者のほうにお知らせというか、ご案内をしているというようなことで伺っております。

斎賀委員長

もう1点は、教育委員会のほうで出した基本額なんですけど、任意団体さんが求めている 金額ってのは、どのぐらいになったんですか。

伊藤教育次長

任意団体のほうも講師の方の負担をしていただければということでしたので、幾らという 提示はなかったんですけれども、資料のほうに載ってますけども、運営費自体が317万1 千円ということで、サポートクラブのほうが3年度かかるということでしたので、そのうち の講師負担の一部ということで、今回講師謝礼分の基本額程度、補助していただければとい うような要望がございましたので、そこら辺でちょっと制度設計をしたところでございます。

斎賀委員長

ということは、じゃあ別に希望金額がなくて、幾らでもいいから補助してくれればいいよ、 金額の中でこの金額を出したということでよろしいですか。

伊藤教育次長

保護者負担をこちらいただいておりますので、保護者負担の算定から計算して、運営何とかやっていけそうだというようなところで、補助のほうを申請してこられてますので、こちらのほうが、令和3年度の算定ではこの金額ということで、お話をさせていただいております。

斎賀委員長

わかりました。

続きまして2点目の成人式におけるPCR検査の実施についての意見を伺いたいと思います。

植村委員

PCR検査実施の経費ということなんですけども、3年度分とは分かるんですけども、4年度分の検査と推定で出てるんですけども、これまでにワクチン接種は終わっていないんですか。終わってればPCR検査も必要なくなるような気がするんですけども、どのような考え方なのか。

伊藤教育次長

こちらのほうにつきましては、まだワクチンのほうも終わってはいないということで、見 込みとしては、こちらのほう、ぜひ予算を上げさせていただきまして、この後どうなってる かわかんないですけども、ワクチンを接種しても、やはり検査が必要だというようなところにもなる可能性もございますので、今のところの予定としては、この検査代を見させていただければなあということで思っております。よろしくお願いします。

斎賀委員長

ほかに委員、意見ありませんか。

西澤委員

令和3年の成人式が予定として8月14日ですね、開催予定ということで、この検査キット、PCR検査をですね、実施していただく時期っていうのは、8月14日開催だとどの辺でPCR検査をして、こちらに戻してっていうようなスケジュールになってるんでしょうか。 伊藤教育次長

8月の14が成人式ということですので、そこから逆算いたしまして、出席者の確認を7月7日ぐらいまでに終わらせて、その後ですね、出席者確認しまして、7月の中旬ぐらいにキット送らさせていただいて、8月の頭に、要するに2週間前ぐらいに検査を実施していただいて、こちらのほうに検査結果を出たもの、証明を画像等で送っていただくというようなことでございます。

西澤委員

いろいろ、今潜伏期間が幾らでかかって2週間待機とか、濃厚接触性どうのこうのとかいろいろあると思うんですけど、その辺はきちんといろんな情報に基づいて実施していただきたいなというふうに思うのが1点と。

後もう1点、出席者を確認した上で町外在住者に対して、PCR検査を行うっていうのは、こちらにいると理解はできるんですけれども、出席者全員にですね、PCR検査したほうが何か区別がなくていいのかなと。町外から来る人がかかってるかかかってないかっていうのは、確かに大事かもしれませんけど、帰ってくる人も、じゃあ地元の人がかかってるかわかってないかって証明しなくていいのっていう話にもなりかねないっていうふうに。そこを区別する必要ないのかなと。出席者全員がPCR検査を受けて、陰性であれば出席できるといったほうが公平性があるのかなというふうに思うんですが、その辺はどうでしょうか。

伊藤教育次長

こちらのほうは本町でコロナが出てないっていうのが前提なんですけれども、このまま出てないということであれば、この状態でやりたいなと思ってるんですが。あくまでも町外の方を対象に、ということで考えております。

西澤委員

安心、安全に実施していただきたいので、出席者の気持ちもあるでしょうし、そこはもう 1回ちょっと検討してみてほしいなというふうには思うので。答弁は求めませんので。

斎賀委員長

ほかに委員ありませんか。

(「ありません」の声あり)

3番目、総合体育館感染症予防対策工事について。これについて、委員皆さんの意見を伺います。

(「ありません」の声あり)

無いようですので、3番目の総合体育感染症予防対策工事についてもこれで閉じたいと思

います。

以上、教育費補正予算の概要説明していただいて、委員の意見をいただきましたが、全体 で何か。ありましたら今発言してください。

(「ありません」の声あり)

ではないようですので、教育費補正予算の概要説明についてはこれで閉じたいと思います。 あとまた、今出された意見等、よろしくお願いしたいと思います。

斎賀委員長

続きまして、3、その他に移りたいと思います。

まずこちら側からですね、1つ目として、前回委員の皆さんからありました、まちづくり 常任委員会副委員長の件についてですが、副委員長、今吉原委員なんですけど、今欠席なん ですけども、副委員長そのまま残って、副委員長職務に就いていただくということにしよう かと思っています。

副委員長、また委員長も事故あるときにはね、その会議に参加している年長委員さんが、 進行役となって、会議を進めるということになる規定もありますので、それに則ってやると いうことで、副委員長、吉原哲男委員にはそのまま残ってもらうということにしたいと思い ますがよろしいですか。

(「はい」の声あり)

2つ目、秋に予定されていました、去年からの延期になってます、(道外)視察研修。視察研修については今年度も前回皆さんから意見をいただいたとおり、今回は中止しまして、また来年度に予定を組みたいと思いますが、そのように、町にもお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

他にその他。

(「ありません」の声あり)

はい、それでは以上をもちまして、町部局からの調査事項を閉じたいと思います。皆さん ご苦労様でした。

早坂事務局長

私のほうでですね、ちょっとだけお話しさせていただきと思いますが、昨年まちづくり常 任委員会で、猿払村のほうに視察に行ってきました。

その際ですね、猿払村の合葬堂を見てきたということなんですけども、その後ですね、常任委員会の中で、その事に関してですね協議等されていないというような状況もあったもんですから、この場である程度お話ししたほうがいいのかなということで、今回、資料等をつけさせていただいたというところです。

また、出席出来なかった議員さんもいらっしゃいますので、その辺をまず現状を認識を皆さんで共有していただく中で、今後どのような形で進めて行ったらいいのかというところを協議していただきたいなというふうに思うんですが。

私もですね、担当としてちょっと同行させていただいたというのもあるんですけども、執行部としてもですね、あれに同行した、それをもって何かしようかとか、そういう流れになかなかちょっと難しい案件だというふうに感じてます。ですので、折角ですねこのまちづくり常任委員会として視察行ってきたのですから、この常任委員会として、何らかの統一見解

とは言いませんけども、それぞれ議員さんが、どのような感じ方をして帰ってこられたのか。 また、これが町民のニーズがどんな形になっているのかっていうところも、正式なアンケー ト調査じゃなくてもいいですけども、何らかの形でそれらを情報をまとめた上で、執行部の ほうにどうですかというようなことで、問題提起といいましょうか、情報をですね、下すと いうような流れがいいのかなというふうに、私のほうでは考えていたところですが。その辺 りをですね、進め方というのをちょっと検討していただきたいなというふうに思います。

斎賀委員長

視察行ってからずっとこのような形だったんですが、ずっと継続の協議していたわけです けども、今後どのように、委員会ばかりでなく町民の皆さんの意見をいただいて、次の段階 に向かっていったらいいか皆さんにちょっとご意見をいただきたいと思います。

高橋秀明委員

今、早坂さん言ったその執行部のほうへっていうのは、執行部は何を指してるんですか。 早坂事務局長

執行部というのは役場のほうですね。担当も行ってますけども町長部局ということです。 高橋秀明委員

わかりました。

早坂事務局長

皆さんのご手元にですね、その合葬堂を見た時のですね、議員さんの復命というわけではないんですけども、どのような形で感じ取ってこられたのかということと併せてですね、事務局のほうで作りました復命書ということで、こちらに関しましては質疑応答等もですね、事細かに記載したものというものもありますので、こういったちょっと一部ですね、行ってからもう半年以上経ってることもありますので、ちょっと思い起こしていただきながら、整理していただきたいなということで、これ付けさせていただいてます。

また、ちょっと私のほうから言う話でもないのかもしれませんが、町民との懇談会ってい うのも一部予定もされているという中で、そういったところでもしこういった案件を提示し た上で、皆さんどう思われますかというようなところで、情報を集めるというのも一つの手 なのかなというふうには、事務局として考えていました。それらの意見をもって、町長部局 のほうに、どのような形で下りているかわかりませんけども、話を持っていくというのが1 番スムーズな流れなのかなというふうには考えておりました。

斎賀委員長

どうですか。

無量谷委員

視察行った中の顛末書っていうか、復命書なんですけど。ある程度、議会としてやるのか、町にお願いしてやってもらうのかその辺まだはっきりしてないと思うんで、ある程度、これ町民の意向もまだまだ収集しなかったら、これ実際に建設までは至らないのかなって感じはしてですけども、やはりその流れとしてやるやらないまでは、うちらの議会で取りまとめてある程度結論を出していくべきでないのかなという感じはしてるんですけど、その一環の流れとして、今後定期的にこういうことを話していったり、あるいはまた町民との話す、議会活動の中でも議論していくのが正解じゃかなあという感じがするんですけど。

まだ決してやる、やらないは言われないな。

斎賀委員長

他に何か意見ある方。

植村委員

研修に行ったメンバーの中では、これはできないよっていう人はいなかったなというふう に思っています。できればいいですよねっていう状態だったのかなと。

ただ、今局長のほうから説明あったように、住民とのやっぱり意見交換も必要でないのかなというふうに思いますんで、何かの機会を捉えて、やっぱり住民がどのように考えてるのか。それらをやっぱり持って、町のほうにお願い、推進するなら推進するという形にしたほうが。議会だけで町にポンっとこう持ってくということでは、なかなかうまくいかないのかなというふうに思いますし、かなりやっぱり上手にこれ進めないとならない案件かなと思いますんで、よろしくお願いしたいと思います。

高橋秀明委員

この議会議員のそれぞれはですね、それぞれお墓持って、合同葬は多分あれば、利用するかどうかっていうと、恐らく今のところですけど、利用しなくていいんではないかと思うんですよね。ですから、その利用したい方のニーズがどのぐらいあるかってことを調べることが大事かなと思ってます。

将来的にはわかんないですけど、後継者いなくなったりして。ですからそのときには必要かなと思うんですが、今自体のニーズがどこにあるかっていうのを調べて、それを誰が仕切ってやるかっていうのは議会なのか、委員会をつくるのか。それは事務局にお任せしたいと思いますんで。よろしくお願いしたいと思います。

斎賀委員長

ほかに。

佐藤委員

なかなか難しい。合葬堂を見てきたがいいんだが、なかなか植村先輩議員が言ったように、相当やっぱり慎重に進めていかないと、アンケートを取ったわ、いろんな行為をすると、それなりのやっぱり騒ぎも出るだろし、何か結論出さなきゃなんないとか、いろんなものが出てくるのかなと思うし。だからといって、見てきて何もしないで、お前たちどうだったなんて言って、うーんなんてことにもならないだろうし、もう少しやっぱりこれ内部で検討して、高橋議員も言ったように、ある程度何らかの機会でもう少し協議をしながら、アンケートを取るとなると、やはり何かするのかと。何か行動を起こすのかとか、何かなってくるんじゃないかなと思います。

うちのお寺も幌延の寺さんは永代供養だとか、もろもろそういうものはちゃんとお寺では 作ってるはずなんですよね。そういうものがね。だから、今言ったように、あとフリーな若 い人たちの檀家も無い、そういう人たちがどうしていくのか。そういうものを中心になって いくのかなと思うんで、なかなかもう少しやっぱりちょっと時間かけて、結論っていうか、 方向を決めていったほうがいいんじゃないのかなとは思ってます。

斎賀委員長

ほかにありますか。

(一 同 無 言)

わかりました。

早急には結論を出さないで、継続的に委員の中で話をし、また町民との懇談会、そのときの話題になるように、その準備をまずはこの委員会の中でいろんな勉強等してですね、それに備えていきたいと思います。それ、どういうふうにするかまた事務局とちょっと話するけど。

佐藤委員

時間をかけながらね、各議員さんがいろんな場所でそれとなく、そういうものを聞きながら、そして進めていったらいいんでないのかと。すぐお盆までだとか、例えば秋までだとかじゃなくてね。状況聞きながら、会合なんかあったときでもいいし、どうだと。そういうのも聞きながら、次の段階進んでいったほうがいいのかなと自分はそう思ってます。

斎賀委員長

わかりました。

佐藤委員がおっしゃったとおり、皆さんも事あるごとに、人の集まる機会がありましたら そこで合葬堂の話ちょっとして、どんな考えを持ってるか、いろんな意見を聞いて、またこ の委員会で話をしていただいて、情報交換、共有したいと思いますんでよろしくお願いしま す。

今日このぐらいで、ちょっとよろしいですか。

(「はい」の声あり)

まちづくり常任委員会を閉じたいと思います。

(14時04分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。 委員長 斎賀弘孝

以上、記録する。 主 事 満保希来